

不妊治療の費用を助成 ～一部、年齢要件が緩和されます～

県と市では、不妊や不育症の治療を受けられている夫婦の経済的な負担を軽減するため、治療費の一部を助成しています。

なお、新型コロナウイルス感染防止の観点から、一定期間治療を延期した場合、時限的に一部の年齢要件が緩和されます。



問合せ先 長寿健康課健康づくりグループ(あいあい) ☎84-3316)

三重県特定不妊治療費助成

特定不妊治療(体外受精・顕微授精)のうち、保険適用外となる自費分の一部を県が助成します。

所得要件 夫婦の所得合計額が730万円未満

助成限度額 1回の治療につき右表のとおり

※A・B・D・Eの初回の治療に限り30万円を上限

※特定不妊治療の一環として採精の手術(男性不妊治療)を行った場合は、1回の治療につき15万円まで助成(初回申請に限り30万円、Cの治療以外)。

助成回数 下表のとおり

	治療内容(概要)	助成限度額
A	新鮮胚移植を実施	15万円
B	採卵から凍結胚移植に至る一連の治療を実施	15万円
C	以前に凍結した胚による胚移植を実施	7万5千円
D	体調不良等で移植のめどが立たず治療終了	15万円
E	受精できず、胚の分割停止、変性、多精子受精などの異常受精等により中止	15万円
F	採卵したが卵が得られないため中止	7万5千円

初めて助成を受ける際の治療開始時の妻の年齢	助成回数
40歳未満	年間制限なく43歳になるまでに通算6回まで
40歳以上43歳未満	年間制限なく43歳になるまでに通算3回まで

重要 緩和される年齢要件

初めて助成を受ける際の治療開始時の妻の年齢	助成回数
令和2年3月31日時点で39歳	年間制限なく43歳になるまでに通算6回まで
令和2年3月31日時点で42歳	年間制限なく44歳になるまでに通算3回まで

※新規に申請する人は、第2子以降の特定不妊治療に対する助成回数の追加があります。

夫婦の所得合計額が400万円未満の場合は、「特定不妊治療費助成金上乗せ助成金(助成限度額10万円)」があります。

亀山市不妊治療費助成(こうのとりの支援)

対象者 次のすべてを満たす人

▷前年度の所得合計額が730万円未満の法律上婚姻している夫婦で、助成対象となる治療開始日の妻の年齢が43歳未満の人

※年齢要件が変更となる人

令和2年3月31日時点で妻の年齢が42歳の人(妻の年齢が44歳になるまでが対象)

▷申請日の1年以上前から市内に住民票があり、不妊治療を受けた人

※申請する年度分の治療費が助成対象

助成限度額 助成対象経費(保険診療適用外、申請する年度分の治療費)の1/2で、10万円を上限

※三重県特定不妊治療費助成を受けている場合は、助成対象経費からその額を控除します。

申請回数 1年度につき1回

※「特定不妊治療費助成金上乗せ助成金」と併用はできません。

亀山市不育症治療費助成

不育症治療を受けた夫婦に対し、その治療費の一部を助成します。

所得要件 夫婦の所得合計額が400万円未満

助成限度額 1年度につき1回、10万円を上限

お知らせ

不妊や不育症に関する悩みや不安を聞いてほしい、さまざまな情報がほしいなど、不妊や不育症に関する相談を受け付けています。

三重県不妊専門相談センター
専用電話 ☎059-211-0041

相談日 毎週火曜日

(祝日、年末年始は除く)

受付時間 午前10時～午後4時

相談員 助産師・看護師・不妊カウンセラー(女性)